



Title	中国民法典と家族政策に関する一考察—家族に対する公的介入の動向—
Author(s)	田, 浩呈
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91975
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (田 浩 呈)

論文題名

中国民法典と家族政策に関する一考察
——家族に対する公的介入の動向——

論文内容の要旨

国家・家族・個人は有機的につながっており、相互に作用している。そこで、国家の法律と政策は、家族のあり方に対して国家の都合に応じて一定方向を示しているとともに、家族の自律性と世界の共通する価値に注目しつつも、家族を構成する一人ひとりを看過してはならない。そこで、中国政府または指導政党は、民法典の編纂を通じて法制度の現代化を図っている過程で、婚姻家庭のあり方に対して政治的指示を明確に提起しているが、「私」の視点を加えて「私」に対する公的立場を見直す必要がある。したがって、本稿は、このような立場から、中国民法典をはじめとする中国の家族政策または婚姻家庭政策の、私的領域に対する介入の内容と度合いを検討しようとする。民法典婚姻家庭編が「婚姻家庭」というものを如何に捉えて、婚姻家庭編における「婚姻家庭」がどのような使命を背負っているかという課題は、本稿の関心事である。

そこで、現代社会のグローバル化、複雑化、多様化により、中国民法典の編纂に対して日本からの注目も大いに集めているが、条文の紹介にとどまるか、契約法・取引法の現代化・共通化という世界的に現れている現象に関心を寄せているところ、民法典契約編や、ビジネスや企業への影響など、取引領域における検討は多いが、婚姻家庭のあり方に関する議論はいまだ多く見られない。もちろん、フランス、オランダなどのヨーロッパ先進国においては、平等や自由の原理がむしろ普遍的な価値になり、婚姻家庭観、家庭モデルは大きく変わりつつある。婚姻家庭の現代化ないし次世代の家族という課題に対して欧米諸国の経験は大いに参考になると思われるが、日中はともに封建的観念や習俗から脱却していないアジアの国々であり、類似する婚姻家族観と家族構成を採っているため、中国民法典婚姻家庭編に関する研究は、日本の家族法原理に対する検討に有益な情報を与えるのではないと思われる。

したがって、中国民法典の編纂を機に、本稿は婚姻家庭法の原理に関する議論を検討しながら、中国民法典の婚姻家庭編の規定と改正を整理し、中国における家族政策および婚姻家庭政策の体系を構築することを本稿の目的の一つにする。また、批判的な視点を加えて、現行の家族政策または婚姻家庭政策にある問題を分析する。家族政策に関する体系の構築および問題の分析を触れつつ、「婚姻家庭」への公的介入の実態および特徴をまとめることをも本稿の目的とする。

このような目的を達成するため、本稿は、中国民法典の編纂と、婚姻家庭編の内容を概観し、夫婦・出産・親子という側面から家族政策または婚姻家庭政策の体系化を試みる。そこで、プライベート空間と思われる「婚姻家庭」への公的介入の実態を検討する上で、中国民法典婚姻家庭編の帯びている政治的目的を検討する。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (田 浩 呈)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教授 大久保 邦彦
	副 査	教授 (高司) 青竹 美佳
	副 査	教授 福井 康太

論文審査の結果の要旨

家族は生存や種の存続のために自然的に発生する最小の共同体であるが、社会や国家のあり方に作用するため、国家はその運営と安定に望ましい標準的な家族像を設定し、その実現のために種々の政策を実施している。しかし、個人の尊重、男女平等、子の利益保護等の理念に反する政策は挫折するため、国家の政策にはおのずと制約がある。また、社会の変化に伴って家族の形態も変容するため、国家はそれに対応すべく政策を見直す必要に迫られる。このように国家・社会・家族・個人は有機的に関連し相互に作用する。本論文は、家族の中で特に重要な夫婦関係と親子関係に関する家族政策を体系的に考察し、婚姻家庭に対する公的介入のあり方を分析するものである。

本論文は全4章で構成される。

第一章は、中国家族政策の中心となる中国民法典（特に婚姻家庭編）が編纂されるまでの過程をたどり、その思想的背景を分析し、婚姻家庭編の主要な内容を体系的に紹介するものである。

第二章では、夫婦に関する家族政策が考察される。経済の発展は個人主義・男女平等を推進し、個人が家族に依存するという生存戦略を不要にするが、中国は婚姻の成立に関しては婚姻登記制に基づく法律婚主義を堅持し、婚姻の解消に関しては離婚を批判的に捉え「離婚冷静期」を導入するなど、家族秩序の安定を図る家族本位の政策を継続することによって公的扶養の負担を軽減している。

第三章では、出産に関する家族政策（主に計画出産政策）が考察される。1980年の「一人っ子政策」は人口急増の抑制が目的であり、それは大きな成果を収めたが、少子高齢化や無戸籍児（闇の子）の問題を引き起こした。21世紀に入り少子高齢化が進んだ結果「一人っ子政策」は廃止されたが、現在、期待されたほどの出生率の増加は見られない。人口減少は経済成長の基礎を揺るがし税収を減少させるなど、深刻な社会問題を惹起する。そのため、中国は近時、子どもの「数」だけではなく「質」の向上にも関心を向け、子どもの家庭教育にまで介入している。

第四章では、親子に関する家族政策が考察される。親子関係は、自然血族による親子関係と法的擬制による親子関係（養親子関係・継親子関係）に分かれるが、親子関係の確定制度がなく、また計画出産政策の影響により、親子関係を決定する要素や手続は複雑である。親子関係を決定する主たる要素は血縁関係だが、「養育の事実」が認められる場合には、成年の「子」は養育した「親」に対し扶養義務を負い続ける。中国は社会主義国として公的扶養の役割を果たすべきであるにもかかわらず、そこで強調されているのは親子間の私的扶養である。

以上のように、本論文は、社会情勢やさまざまな理念が家族のあり方に作用するさまと、それに対する国家の政策、政策に対する人々の対策を生き活きと描写し、中国の家族政策は、①家族秩序の安定、②次世代人材の育成、③親族による私的扶養を主要な目的とし、国家はその目的を達成するために積極的に婚姻家庭に介入し、社会秩序の安定、政権の安定に寄与しているという結論に達している。

同性婚の議論に典型的にみられるように、家族のあり方は多様化しており、今後の方向性が見通しにくい状況にある。そのような状況下において、本論文は社会主義国家である中国の家族政策という大きなテーマに体系的・原理的に取り組んでおり、高い評価を与えることができる。また、中国の家族政策に関する日本語文献は少ないため、新規性も認められる。当初予定されていた拡大家族間の扶養・後見・相続に関する部分が完成に至らなかったのは残念であるが、家族法の根幹部分をカバーしているため、審査委員会は一致して本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。